

内閣府における新たな宇宙開発利用 の推進体制について

平成 25 年 3 月
内閣府宇宙戦略室

宇宙基本法(骨子)

- 第169回国会において、3党(民主党、自由民主党、公明党)の合意の法案を衆議院内閣委員長提案として上程。
- 平成20年5月28日 公布 (平成20年法律43号)
- 平成20年8月27日 施行

宇宙開発利用に関する基本理念

- 宇宙の平和的利用
- 国民生活の向上等
- 産業の振興
- 人類社会の発展
- 国際協力等の推進
- 環境への配慮

宇宙開発利用の司令塔

- 宇宙開発戦略本部の設置による宇宙開発利用に関する施策の総合的・計画的な推進

内閣に設置(内閣総理大臣が本部長、内閣官房長官と宇宙開発担当大臣が副本部長、その他の全ての国務大臣が本部員)

- 宇宙基本計画の作成

基本的施策

- 国民生活の向上等に資する人工衛星の利用
- 国際社会の平和・安全の確保、我が国の安全保障に資する宇宙開発利用の推進
- 人工衛星等の自立的な打上げ等
- 民間事業者による宇宙開発利用の促進
- 宇宙開発利用に関する技術の信頼性の維持及び向上
- 宇宙の探査等の先端的な宇宙開発利用、宇宙科学に関する学術研究等の推進
- 宇宙開発利用の分野における国際協力の推進等
- 環境と調和した宇宙開発利用の推進及び宇宙の環境保全のための国際的な連携の確保
- 宇宙開発利用に係る人材の確保、養成及び資質の向上
- 宇宙開発利用に関する教育・学習の振興等
- 宇宙開発利用に関する情報の管理

体制の見直しに係る検討等

- 宇宙活動に関する法制の整備
- 宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるための法制の整備等(施行後1年を目途)
- 宇宙航空研究開発機構(JAXA)等の在り方等の見直し(施行後1年を目途)
- 宇宙開発利用に関する施策の総合的・一体的な推進のための行政組織の在り方等の検討

(参照条文) 宇宙基本法 附則

(本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるための法制の整備等)

第二条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるために必要な法制の整備その他の措置を講ずるものとする。

(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等に関する検討)

第三条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他の宇宙開発利用に関する機関について、その目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、当該機関を所管する行政機関等について検討を加え、見直しを行うものとする。

(宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等の検討)

第四条 政府は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

宇宙政策の見直しのポイント

- 宇宙基本法は、3党(自由民主党、公明党、民主党)の超党派による議員立法により、平成20年5月成立。

従来

衛星・ロケット
の**開発**が
主な取り組み



方向性

課題解決の手段として
宇宙**利用**を推進

宇宙基本法附則においては、

- 宇宙開発戦略本部の事務を内閣府が行うための法整備を行うこと
- JAXAの目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、所管行政機関について検討し見直すこと
- 政府の宇宙開発利用の推進体制について検討を行い、必要な措置を講じることが課題とされた。

内閣府設置法等の一部を改正する法律の概要

改正のポイント

- ◆ 宇宙基本法(平成20年5月)の考え方にに基づき、内閣府に宇宙政策の司令塔機能と準天頂衛星システムの開発・整備・運用等の施策の実施機能を担当する体制を整備するなど、宇宙開発利用の戦略的な推進体制を構築
- ◆ 各省の副大臣及び大臣政務官を内閣府の副大臣及び大臣政務官に兼職できるようにする

【主な改正事項】

①宇宙の開発及び利用の戦略的な推進を図るための措置

1. 内閣府の所掌事務の追加

- 宇宙開発利用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する企画及び立案並びに総合調整
- 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整
- 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等(実用準天頂衛星システム等)の整備及び管理
- 宇宙開発利用の推進(他省の所掌に属するものを除く。) 等

2. 内閣府における宇宙政策委員会の設置

- 宇宙開発利用に係る政策に関する重要事項、関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要事項等の調査審議 等
- 内閣総理大臣又は関係各大臣に対する意見、勧告

3. (独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)の見直し(政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関として位置付ける)

- (1) JAXAの目的規定における平和利用に関する記述を宇宙基本法と整合的なものとする。
- (2) JAXAの中期目標の策定に当たっては、宇宙基本計画に基づくこととする。
- (3) JAXAの業務として、人工衛星等の開発、打上げ、運用等の業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うことを追加する。
- (4) 主務大臣として以下の大臣を追加する。
 - ・内閣総理大臣(人工衛星等の開発等の業務(宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く)であって宇宙の利用の推進に係る部分)
 - ・経済産業大臣(3.(3)に係る部分)
- (5) 政令により、個別プロジェクトに応じ主務大臣を追加する仕組みを導入する。
- (6) 主務大臣は、関係行政機関の要請を受けて、我が国の国際協力の推進若しくは国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるとき又は緊急の必要があると認めるときは、JAXAに対し、必要な措置をとることを求めることができるものとする。 等

4. 文部科学省の宇宙開発委員会の廃止

②副大臣・政務官の兼職

内閣府に、各省の副大臣又は大臣政務官の職を占める者をもって充てられる副大臣又は大臣政務官を置くことができることとする。

宇宙開発利用の戦略的な推進体制



○内閣府宇宙戦略室； 我が国宇宙政策の司令塔

- ・内閣補助事務として、宇宙開発戦略本部(本部長；内閣総理大臣。全閣僚で構成)を補佐
- ・宇宙政策委員会の審議を経て、
 - ・戦略的予算配分方針を策定、各省に指示、各省をフォローアップ
 - ・宇宙基本計画に盛り込むべき事項について検討。
- ・多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星の整備、運用(準天頂衛星等)

○JAXA；政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関

- ・「平和目的」規定を宇宙基本法と整合化。
- ・民間の求めに応じて援助及び助言を行なう体制に。
- ・主務大臣に文部科学大臣、総務大臣に加え、内閣総理大臣と経済産業大臣を追加。
- ・各省のニーズに応じて衛星等を開発、各省も政令追加によって主務大臣に。

宇宙政策委員会 委員名簿

(委員長)	葛西 敬之	東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長
(委員長代理)	松井 孝典	千葉工業大学惑星探査研究センター所長、 東京大学名誉教授
	青木 節子	慶応大学総合政策学部総合政策学科教授
	中須賀 真一	東京大学大学院工学系研究科教授
	松本 紘	京都大学総長
	山川 宏	京都大学生存圏研究所 宇宙圏航行システム工学分野教授
	山崎 直子	宇宙飛行士

内閣府設置法(宇宙政策委員会関係条文(抜粋))

(設置)

第三十七条 本府に、宇宙政策委員会を置く。(略)

(宇宙政策委員会)

第三十八条 宇宙政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
 - イ 宇宙開発利用に関する政策に関する重要事項
 - ロ 関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要事項
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する重要事項
- 二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。
- 2 宇宙政策委員会は、前項各号に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。
- 3 宇宙政策委員会は、第一項各号に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対し、必要な勧告をすることができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、宇宙政策委員会の組織及び委員その他宇宙政策委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

政令第百八十六号 宇宙政策委員会令（平成24年7月12日施行）

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 宇宙政策委員会（以下「委員会」という。）は、委員七人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

政令第百八十六号 宇宙政策委員会令(続き)

(委員長)

第四条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第五条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

政令第百八十六号 宇宙政策委員会令(続き)

(議事)

第六条 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

第七条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官(具体的には宇宙戦略室)が処理する。

(雑則)

第九条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。